赤塚税務会計事務所　2022年８月１日　Vol.32

赤塚税務会計事務所通信

資本的支出と修繕費

～支払時の一時の損金か減価償却費として複数年で損金計上か～

前回の事務所通信では、固定資産の税務・経理と題して固定資産の取得価額や、減価償却の種類（通常の減価償却、一括償却資産、中小企業者の少額減価償却資産）などを簡単に解説しました。

今回も減価償却に関係のあるテーマとして、資本的支出と修繕費について簡単にまとめてみます。

資本的支出とは

建物、機械、車両などの固定資産は長期間にわたって事業活動に利用されます。長期間利用していくにあたって、大規模な修理や、改良などをすることもあるでしょう。このような新品の取得とはいえないものの、金額の大きな支出を支払時に全額損金（経費）としてよいでしょうか。

新品の取得ではないものの、その修理や改良のために支出した金額を減価償却の対象として、複数年の損金（経費）とするものを「資本的支出」といいます。

これは、「資本的支出」は元々有する資産の価値を高め、その支出の効果が複数年にわたるため、複数年にわけて損金計上すべきという考え方によるものです。

資本的支出の例示

国税庁が公表している法人税基本通達には、資本的支出について、次のような説明があります。

（資本的支出の例示）
7－8－1　法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額が資本的支出となるのであるから、例えば次に掲げるような金額は、原則として資本的支出に該当する。

(1)　建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額

(2)　用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額

(3)　機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額

（注）建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。

元々有する資産に物理的に新たなものが付け足された場合や、性能が高くなった場合などは資本的支出になると考えてよいと思います。

～裏面に続きます～

修繕費の例示

他方で、修繕費に該当するものについては、減価償却の対象とはならず、支払時に全額を損金（経費）として計上することができます。

法人税基本通達による修繕費の範囲は次の通りです。

（修繕費に含まれる費用）
7－8－2　法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費となるのであるが、次に掲げるような金額は、修繕費に該当する。

(1)　建物の移えい又は解体移築をした場合

(2)　機械装置の移設の額

(3)　以下省略

要するに、通常の維持管理のため、又は原状回復に要したものは修繕費となります。

また、本来資本的支出に該当するような支出であっても、次のものは修繕費として一時の損金として処理することが認められています。

・20 万円未満のもの
・おおむね 3 年周期で行われる修理・改良等

資本的支出と修繕費の判定

ここまで、資本的支出と修繕費の例示を挙げてきましたが、資本的支出と修繕費の判定は簡単ではなく、どちらに該当するか頭を悩ますこともあります。

そこでどちらに該当するか明らかでない場合には、次のような形式的な判断基準も許容されています。

・60 万円未満のものは修繕費
・その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね 10％相当額以下である場合は修繕費

まとめ

資本的支出、修繕費の判断は、金額も大きく所得に与える影響も大きいため、税務調査ではしっかりと見られるテーマの一つです。

特に多額の修繕費を計上する場合には、修理前後の写真を撮っておくなど、原状回復である証拠を残しておくことなどが重要になります。

赤塚税務会計事務所
埼玉県吉川市大字吉川1605－2
TEL 048-972-4803　　FAX 048-972-4809
MAIL akatsuka@a-taxlaw.com　HP https://a-taxlaw.com

なまずの里　吉川から信頼の税務サービスをお届けします！